

十和田市観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 十和田市

事 業 名 : 十和田市温泉事業

策 定 日 : 令和 4 年 5 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

※複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適	事 業 開 始 年 度 (事 業 開 始 年 月 日)	昭 和 47 年 度 (昭 和 47 年 12 月 31 日)
事 業 の 種 類	温泉施設	施 設 名	十和田市温泉事業所
職 員 数	0人 (一般会計職員が兼務)		
事 業 の 内 容	昭和47年12月に十和田湖温泉株式会社から事業を継承し、猿倉温泉付近の源泉から焼山地区までの約16kmの引湯管にて引湯し、各受給者に温泉を供給している。		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	十和田市温泉施設管理業務委託 源泉及び引湯路の湯量・温度測定、点検、バルブ調整、排泥、受給者との調整等	
	イ 指定管理者制度	なし	
	ウ PPP・PFI	なし	

(2) 料金形態

料金の概要・考え方	十和田市温泉施設条例の規定に基づき、給湯加入金と使用料とに分かれる。 (給湯加入金)温泉受給量×160,270円 (使用料)温泉受給量×2,430円×1.10(1円未満の端数切り捨て) 基本的には、費用(管理委託費、源泉使用料等)と料金収入が等しくなるように設定(総括原価方式)している。	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成7年4月1日	

(3) 現在の経営状況

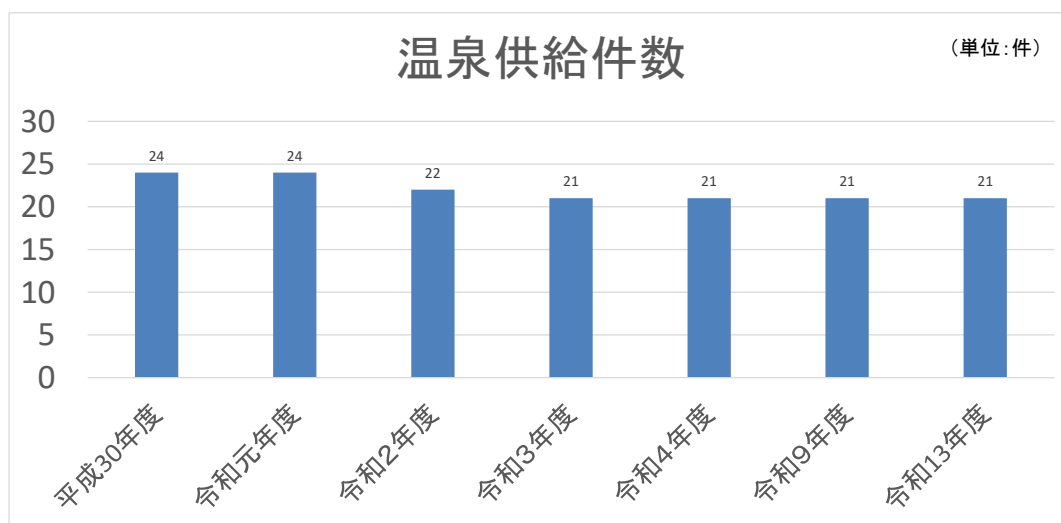
年間利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	H30	24戸	R1	24戸	R2	22戸
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H30	101.59%	R1	103.12%	R2	103.69%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H30	59.95%	R1	86.91%	R2	27.01%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H30	39.58%	R1	0.00%	R2	69.52%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	H30	— %	R1	— %	R2	— %
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H30	— %	R1	— %	R2	— %

本市温泉事業は、昭和47年12月に民間会社から旧町(本市)に事業継承され、平成3年から平成12年に温泉引湯管の更新を行った。それから約30年経過していることから、温泉引湯管の更新手法等の検討を行うため、令和3年度に十和田市温泉運営委員会を開催し、「十和田市温泉施設更新計画(案)」を審議した。
平成30年度からの主な費用は、平成30年度は温泉引湯管測量・概略設計業務25,920千円、令和元年度は温泉源泉施設調査業務3,135千円、令和2年度は源泉の湧出機構や周辺の配管状況調査及び水道管更新工事に係る概略設計10,780千円である。
令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一定の要件を満たす者に対し使用料を免除(令和2年度のみ対象)したことにより、料金収入が減(令和元年度24,166千円→令和2年度10,685千円)となっている。
今後は、将来にわたって安定的な温泉の供給を続けるため、温泉施設の更新について引き続き検討を進める必要がある。

2. 将来の事業環境

(1) 温泉供給件数の見通し

今後の温泉供給件数(供給先(受給先)数)については、これまで大きな増減がなかったことから、今後も横ばいで推移していくものと考えられる。

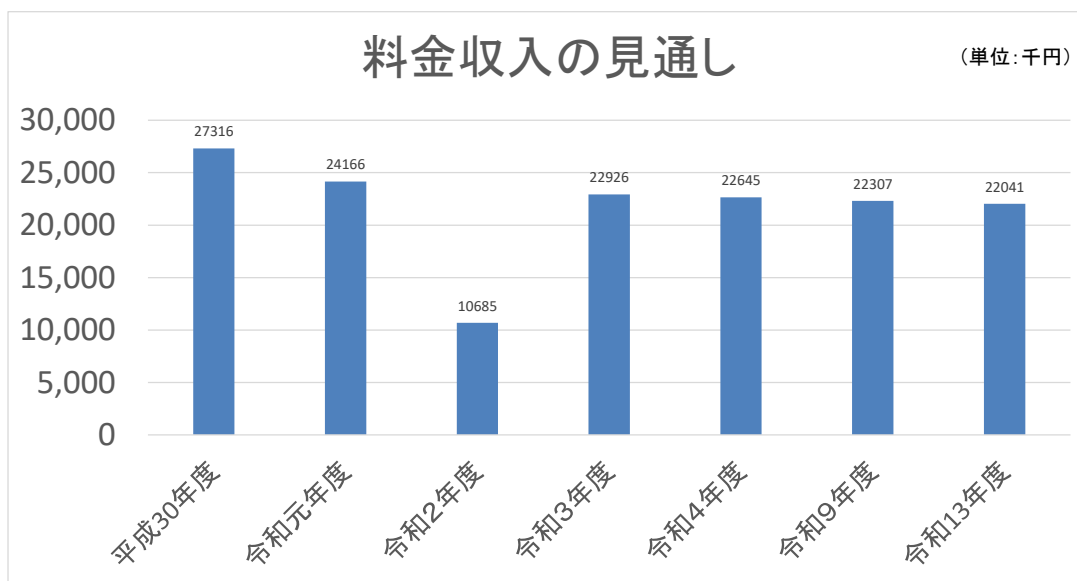


(2) 料金収入の見通し

料金収入の見通しについては、温泉施設の更新工事完了に伴い、料金の改定も検討を行うこととしているが、工事が完了するのは10年以上要するものと見込まれることから、現行の料金形態を維持することとなる。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による観光業への打撃を考慮して、一定の要件を満たす者に対し使用料を免除したため、前年度と比べると50%以上減少している状況となっている。

令和5年度以降の料金収入については、新型コロナウイルスの感染拡大前の過去5年間(H27～R1)の前年度比増減率の平均が0.3%であることから、1年度あたり0.3%減少していくものと見込んでいる。



(3) 施設の見通し

本事業における保有施設は主に、水道管、水槽、注水孔、温泉源泉、温泉引湯管、中継槽、空気弁、300t温泉タンク、排水処理槽等である。

これらは平成3年から平成12年に更新されたもので約30年経過していることから、更新の検討時期を迎えている。

更新にあたっては、手法、スケジュール、事業に係る財源、受益者負担の考え方等について検討を図る必要があり、令和3年度に十和田市温泉運営委員会を開催して「十和田市温泉施設更新計画(案)」を審議した。

(4) 組織の見通し

現在、職員給与費を一般会計に依存しながら兼務による体制で運営しており、今後もこの体制を維持していく方針。

3. 経営の基本方針

本市の温泉事業は、観光振興及び市民の健康増進を図ることを目的としている。

温泉施設の更新にあたっては多大な費用が見込まれており、十和田市温泉施設更新計画を踏まえ、健全な経営の維持に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり
 (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	安定的に温泉を供給するため、設備故障や管路更新工事による供給停止を発生させない。
-----	--

以下の①～③について試算した。

①更新工事のみを実施する場合

引湯管が破損すると温泉供給が止まる可能性があることから、計画的な更新が必要とされている。全長約16kmの管路更新工事を行うため、令和4年度から6年度までの間に測量(57,167千円)や基本設計(25,949千円)・実施設計(48,466千円)業務を行い、令和7年度から約10年かけて工事(1年度あたり工事費2億円)を行う予定である。延長が長いため更新費用が膨大であるが、特定の年度に費用負担が偏らないようにするため、総工事費を工事期間で割り返し、平準化を図った。

②更新工事と新規収益事業を実施する場合

膨大にかかる更新費用を少しでも賄うため、新規収益事業(地熱発電や養殖等)の実施で初期投資(2,000千円)や実証期間(維持管理費用1年度あたり200千円)を経て徐々に収益が生じるものとし、一般会計からの繰入金(繰入金)の縮減を図った。事業の実施にあたっては、成功事例等をもとに民間事業者のノウハウを活用する。

③更新工事は実施せず、経常支出削減のため新規掘削事業を実施する場合

整備費用やランニングコストを大幅に縮減できる湯ノ台地区(直線距離約2,100m)において温泉を掘削、湧出した温泉を利用することで、将来にわたる健全な経営状況を図った。

令和3年度に開催した十和田市温泉運営委員会にて「十和田市温泉施設更新計画(案)」について審議した結果、試算③を今後の方針として行うこととなった。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	更新工事以外の経常的な収支比率が100%を下回らない水準で維持する。
-----	------------------------------------

上記①～③についての財源についての説明は以下のとおり。

①「1. 事業概要 (3)現在の経営状況」のとおり、経常的な収支比率は100%を上回っているものの、更新工事に係る資本的支出が膨大となる。工事完了後は利用料金の見直しによる収入増加や設備・温泉等の効率的な資産運用により利用者が増加する可能性があるが、10年以上先であり、当面は使用料は見直すことができず、利用状況の好転も期待できない。また、温泉事業会計における財政調整基金は残高が乏しいため、工事に係る膨大な費用を賄うことができない。

このことから、公営企業債や他会計繰入金にて資本的支出を賄っている。

②基本的な考え方は①のとおりであるが、新規収益事業に初期投資2,000千円、1年度あたりの維持管理費用200千円としており。令和6年度から9年度までは事業に係る経費を財政調整基金から賄っており、令和10年度からは他会計繰入金が縮減される。

③新規掘削事業に係る経費は、掘削候補地調査25,000千円、掘削工事(3箇所、深度1,000mを想定)300,000千円、管路敷設工事(延長6,500m)660,000千円、猿倉から湯ノ台までの既設管撤去工事500,000千円と想定した。

ランニングコストは令和11年度より土地使用料が6,800千円、維持管理費が8,600千円減少すると見込まれるため、収入については使用料は据え置くことを想定した。

この試算により、①及び②よりも事業規模は減少(約21億→約15億)するため、将来にわたる企業債返済の負担が少なくなる見込みである。

令和3年度に開催した十和田市温泉運営委員会にて「十和田市温泉施設更新計画(案)」について審議した結果、試算③を今後の方針として行うこととなった。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、ほとんどが自然流下によるため動力を要しておらず、電気料等は少額である。しかしながら、延長が長いため、温泉施設の管理のための委託料が膨大であり、人件費変動に左右されやすくなっている。

この委託料の削減を図るため、引き続き包括的な委託管理を実施する。

職員給与費については、一般会計に依存しながら兼務による体制で運営しており、今後もこの体制を維持していく。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	新規収益事業の実施方法等について、民間のノウハウを活用したい。
投資の適正化	更新工事にあたり、より効果的なルートや引湯管の材質を選定する必要がある。
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	更新工事が完了するまでは現状の料金水準を維持していくが、工事完了後の料金水準は十和田市温泉運営委員会を開催して検討する必要がある。
稼働率・利用者数	今後も大幅な増減はないと思われる。
企業債	更新工事には膨大な費用が見込まれるため借り入れる予定であり、返済にあたっては新規収益事業の実施等について検討する必要がある。
繰入金	経常的な支出以外の支出に対しての繰入金であり、今後もそのルールは継続する。
資産の有効活用等による収入増加の取組	地熱を利用した発電や養殖等の新規収益事業について検討する。
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	温泉施設管理業務の包括的委託等により、引き続き経費削減を図る。
管理運営費	源泉の一部が民地であるため土地使用料等を支払っているが、30年近く使用料が据え置かれているため、その見直し等についても今後検討する。
職員給与費	現在、職員給与費を一般会計に依存しながら兼務による体制で運営しており、今後もこの体制を維持していくため職員給与費は見込んでいない。
その他の取組	なし

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本市は観光産業が主要な産業の一つである。温泉を供給している奥入瀬溪流温泉地区は、奥入瀬溪流の玄関口として観光需要が高く、宿泊施設や観光施設が多数存在している。本事業は、当地区のブランド力の向上も担っており、地域経済の振興にも大きく寄与していることから、必要性が高い。
公営企業として実施する必要性	本事業は観光及び地域振興を目的とした公益性の高い事業であることから、本市における運営が適している。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>本経営戦略は、毎年度見直しを行うとともに、見直しの結果、投資・財政計画と実績に大幅な乖離が生じた場合や観光施設事業を取り巻く状況に変化がある場合は、随時更新・改定を行い、より効率的な投資・財政計画となるよう努めていきます。</p> <p>また、令和4年1月25日付け総務省からの通知、マニュアル及びガイドラインに沿った内容での改定を令和7年度までに実施していくこととし、経営戦略の更新・改定を行った際は、議会に報告するとともにホームページ上に公表し、速やかに住民へお知らせします。</p>
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

③更新工事は実施せず、経常収支削減のため新規掘削事業を実施する場合

(単位:千円, %)

区 分		年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		(決算)	(決算見込)												
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	40,925	24,153	49,502	24,502	24,587	24,687	24,787	25,000	25,203	23,390	23,529	23,633	
		(1) 営 業 収 益 (B)	10,685	22,926	22,645	22,577	22,509	22,442	22,374	22,307	22,240	22,174	22,107	22,041	
		ア 料 金 収 入	10,685	22,926	22,645	22,577	22,509	22,442	22,374	22,307	22,240	22,174	22,107	22,041	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	30,240	1,227	26,857	1,925	2,078	2,245	2,413	2,693	2,963	1,216	1,422	1,592	
		ア 他 会 計 繰 入 金	27,437	1,224	26,855	1,923	2,076	2,243	2,411	2,691	2,961	1,214	1,420	1,590	
		イ そ の 他	2,803	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		2 総 費 用 (D)	39,468	24,151	49,500	24,500	24,585	24,685	24,785	24,998	25,201	9,788	9,927	10,031	
		(1) 営 業 費 用	24,541	24,151	24,500	24,500	24,500	24,500	24,500	24,500	24,500	8,900	8,900	8,900	
ア 職 員 給 与 費															
イ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他	24,541	24,151	24,500	24,500	24,500	24,500	24,500	24,500	24,500	8,900	8,900	8,900			
(2) 営 業 外 費 用	14,927		25,000		85	185	285	498	701	888	1,027	1,131			
ア 支 払 利 息					85	185	285	498	701	888	1,027	1,131			
イ ち 一 時 借 入 金 利 息					85	185	285	498	701	888	1,027	1,131			
イ ち 資 本 費 平 準 化 債 分															
イ そ の 他	14,927		25,000												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,457	2	2	2	2	2	2	2	2	13,602	13,602	13,602			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)				100,000	100,000	100,000	220,000	234,243	248,500	229,172	260,549	191,958	
		(1) 地 方 債				100,000	100,000	100,000	220,000	220,000	220,000	186,400	186,400	86,400	
		イ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金								14,243	28,500	42,772	74,149	105,558	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金													
		(7) そ の 他													
		2 資 本 的 支 出 (G)				100,000	100,000	100,000	220,000	234,243	248,500	242,772	274,149	205,558	
(1) 建 設 改 良 費				100,000	100,000	100,000	220,000	220,000	220,000	200,000	200,000	100,000			
イ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)								14,243	28,500	42,772	74,149	105,558			
イ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金															
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)											△ 13,600	△ 13,600	△ 13,600		

投資・財政計画 (収支計画)

③更新工事は実施せず、経常収支削減のため新規掘削事業を実施する場合

(単位:千円, %)

年 度	R2 (決算)	R3 (決算)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,457	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
積 立 金 (K)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
前年度からの繰越金 (L)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,455											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,455											
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	104	100	100	100	100	100	100	64	47	45	28	20
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	10,685	22,926	22,645	22,577	22,509	22,442	22,374	22,307	22,240	22,174	22,107	22,041
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)				100,000	200,000	300,000	520,000	727,339	922,005	1,070,388	1,190,882	1,097,064

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	R2 (決算)	R3 (決算)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
収 益 的 収 支 分	27,437	1,224	26,855	1,923	2,076	2,243	2,411	2,691	2,961	1,214	1,420	1,590
うち基準内繰入金					43	93	143	249	351	444	514	566
うち基準外繰入金	27,437	1,224	26,855	1,923	2,033	2,150	2,268	2,442	2,610	770	906	1,024
資 本 的 収 支 分								14,243	28,500	42,772	74,149	105,558
うち基準内繰入金								7,122	14,250	21,386	37,075	52,779
うち基準外繰入金								7,121	14,250	21,386	37,074	52,779
合 計	27,437	1,224	26,855	1,923	2,076	2,243	2,411	16,934	31,461	43,986	75,569	107,148